平成２２年（フ）第６５０号
神奈川県座間市相模が丘４丁目20番９号
債務者　甲斐三恵子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５７５号
岡山市中区浜１丁目５番18号　メゾン旭川Ｂ棟102号
債務者　宮﨑　恵美
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５３号
静岡市葵区沓谷６丁目13番地の16
債務者　秦　　基之
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５４８号
静岡市葵区駒形通４丁目11番19号　フルカワ第２ビル４Ｃ号
債務者　菅　美貴子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６０２号
静岡市駿河区用宗１丁目27番26号　ツインズＡ101、旧住所静岡県島田市金谷中町2197番地の２
債務者　赤堀　元弥
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６８５号
静岡県藤枝市築地495番地、旧住所静岡市清水区高橋南町９番42―３号
債務者　杉山　晃代
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７１８号
静岡市駿河区桃園町９番17号　桃園ハイツ２Ｆ
債務者　田中美由紀
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９２４１号
大阪府門真市城垣町12番８―205号
債務者　福田　雄二
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２４４号
大阪府高槻市芝生町１丁目41番２―305号
債務者　松本　早織（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１２号
栃木県栃木市大宮町2600番地
債務者　田口　雅代
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８９２号
栃木県さくら市氏家3527番地12　サンガーデン大野201、前住所栃木県矢板市成田1099番地43
債務者　山本　正幸
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８９８号
栃木県宇都宮市茂原１丁目２番２号　ハイビレッジⅠ202号、前住所埼玉県所沢市上新井３丁目55番地の９　オークハイム207
債務者　舘野　維利
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９０７号
栃木県鹿沼市武子1015番地３
債務者　岩本　正夫
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３２５６号
横浜市戸塚区名瀬町795番地３　名瀬第二住宅１棟306号
債務者　峰　　優子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部